

令和6年度山江村奨学金貸付要項

1 貸付対象者

- (1) 本村に生活の本拠のある高等学校生徒
- (2) " 大学生
- (3) " 各種研修生

2 貸付金額

(1) 高等学校生徒	月額	10,000円以内
(2) 大学生	"	30,000円以内
(3) 各種研修生	村長が必要と認める額	(最高 30,000円以内)

3 貸付条件

- (1) 利子 無利子
- (2) 貸付期間 修学期間（修学中の場合は、残修学期間）
- (3) 返済期間 修学終了6ヶ月後、貸付修学期間の倍数年以内（最高8年以内）

4 貸付方法

年2回（前期4月～9月、後期10月～翌年3月）に分けて、前期を5月、後期を10月に貸し付けます。

5 申込方法

教育委員会備え付けの申込用紙に必要事項を記入されて、必要書類を添付のうえ、期限内に提出してください。

6 申込期限

令和6年3月22日（金）まで

7 申込に必要な書類

- 山江村奨学生願書
- 山江村奨学生推薦調書
- 合格通知表（合格証明書）の写しまたは入学許可書の写し
なお、現在、在学中の方は在学証明書
- 所得証明書（世帯分）……税務課で発行